

子育て支援部

1 少子化への対応 5 - 1

(1) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア 支給対象児童

- i 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ii 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- iii 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
- iv 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- v 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- vi 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- vii 母が婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ○ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
○ 20 歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

イ 支給期間及び支払期月

令和元年度 4 月、8 月、11 月、1 月及び 3 月に、それぞれの前月までの分を支払う。
令和 2 年度以降 奇数月に、それぞれの前月までの分を支払う。

ウ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年（1 月から 10 月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（11 月分から翌年 10 月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の 8 割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の 数	本 人		扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	490 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	870 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	1,250 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,630 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	2,010 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,390 千円	3,820 千円	4,260 千円

エ 手当額（平成 31 年 4 月分からの月額）

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給 (受給者の所得額によって異なる。)
児童 1 人のとき	42,910 円	10,120 円～42,900 円
児童 2 人のとき	10,140 円加算	5,070 円～10,130 円加算
児童 3 人目以降 (児童が 1 人増すごと)	6,080 円加算	3,040 円～ 6,070 円加算

オ 児童扶養手当受給者数 (各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数（全部・一部）	2,452 人	2,357 人	2,244 人
受給対象児童数	3,784 人	3,636 人	3,559 人
受給資格者数	2,660 人	2,585 人	2,487 人

※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成する。

ア 対象者（所得制限あり）

- i 母子家庭の母と児童
- ii 父子家庭の父と児童
- iii 父母のいない児童

※ 父又は母が重度の障がいをもつ場合も含む。

イ 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。ただし、受給者が 1 月に支払った一部負担金の合計額から 500 円を控除する。

ウ 所得制限

本人や扶養義務者の前年（1 月から 8 月までの月分の審査については前々年）の所得が、下表の所得制限の限度額以上の場合、助成対象者にならない。

なお、受給者及び児童が受け取った養育費の 8 割が受給者の所得額に加算される。

○ 所得制限の限度額 (単位：千円)

扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本 人	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820
扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

エ 助成実績

(単位：件・千円)

区 分		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		件 数	助成額	件 数	助成額	件 数	助成額
母 子	母	31,755	81,747	31,018	80,816	30,405	79,635
	児 童	27,386	46,392	23,655	34,745	22,516	29,053
父 子	父	1,364	3,931	1,196	3,037	1,219	3,252
	児 童	1,228	2,007	1,064	1,692	858	1,150
合 計		61,733	134,076	56,933	120,290	54,998	113,090

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

(2) 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している者に支給する。

ア 支給要件 中学校修了前の児童を養育していること。

イ 手当月額

3 歳未満 一律 15,000 円

3 歳以上小学校修了前 第 1 子・第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 15,000 円

中学校修了前 一律 10,000 円

ウ 支給期間及び支払期月

毎年 6 月、10 月及び 2 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を支払う。

エ 所得の制限

受給資格者の前年の所得が下表の限度額以上の場合、特例給付として児童 1 人につき月額 5,000 円を支給する。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	6,220 千円
1 人	6,600 千円
2 人	6,980 千円
3 人	7,360 千円
4 人	7,740 千円
5 人	8,120 千円

※ 扶養親族等の数が 6 人以上の場合の限度額は、1 人につき 38 万円を加算した額となる。

オ 支給対象児童数

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 人目の児童数	13,869 人	13,717 人	13,599 人
2 人目の児童数	10,409 人	10,285 人	10,166 人
3 人目以降の児童数	4,318 人	4,284 人	4,287 人
合 計	28,596 人	28,286 人	28,052 人

※ 3 月 31 日現在で資格喪失した者を除く。

② 子どもの医療費の助成

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

ア 助成対象者

中学生まで（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子ども

イ 助成対象医療

保険診療による一部負担金（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の保険給付がある場合は、その額を控除する。）

i 0 歳以上就学前

全診療科目（入院、通院、調剤）

〔 入院は 1 医療機関ごと 1 月当たり保護者負担額 1,000 円。通院は 1 医療機関ごと 1 月当たり保護者負担額上限 500 円を 2 回まで。調剤は負担なし。 〕

ii 小学生

全診療科目（入院、通院、調剤）

〔 入院は 1 医療機関ごと 1 月当たり保護者負担額 1,000 円。通院及び調剤は 1 医療機関・1 調剤薬局ごと 1 月当たり保護者負担額上限 500 円を 2 回まで。 〕

iii 中学生

入院のみ〔1 医療機関ごと 1 月当たり保護者負担額 1,000 円〕

※ 平成 29 年 4 月受診分から、現物給付の対象を小学生までに拡大、小学生の助成対象を全ての診療科目へ拡大

ウ 助成件数・助成額

(単位：件・千円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件 数	助成額	件 数	助成額	件 数	助成額
3 歳未満	138,545	236,555	144,042	249,325	138,141	238,498
3 歳以上就学前	147,838	184,144	148,837	184,028	148,156	177,113
小学生	209	9,144	111,078	180,369	143,827	235,574
中学生	91	4,431	113	5,372	84	4,685
合 計	286,683	434,274	404,070	619,094	430,208	655,870

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

2 安心して子育てできる環境の充実 5-1

(1) 子育てと仕事の両立のための支援

① 保育所管理運営事業〔公立〕

佐賀市立4保育所において、児童福祉法に定められている施設及び運営の基準を維持し、入所児童が安全で健康的に保育されるよう保育環境の向上に努める。また、入所児童の健全な育成のため、延長保育や一時保育の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの充実を図る。

② 私立保育園運営事業〔私立〕

私立認可保育園・管外公立保育所に対し、児童福祉法に規定する保育所での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

③ 認定こども園施設型給付事業〔私立〕

認定こども園に対し、子ども・子育て支援法に規定する認定こども園での教育・保育を実施した場合において、教育・保育の実施に要する費用を支払う。

④ 地域型保育給付事業〔私立〕

地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）に対し、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

⑤ 延長保育促進事業〔公立・私立〕

入所（園）児童のうち、保護者の就業等のため教育・保育施設における施設の開所時間及び短時間認定児童の利用時間前後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施する。

⑥ 一時保育事業〔公立・私立〕

パートタイム就労など保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施する。

○ 特別保育事業等の補助等の実績

（平成30年度実績）

事業名 施設種別	延長 保育	休日 保育	一時的 保育	保育所地域活動				障がい児 保育事業	地域子育て 支援センター 事業
				世代間 交流事業	異年齢児 交流等事業	育児講座・ 育児と仕事 両立支援事業	小学校低 学年児童の 受け入れ		
保育所	31	2	5	20	16	4	3	22	7
認定こども園	15	0	4	6	7	5	2	11	1
その他	3	-	-	-	-	-	-	-	1

⑦ 病児・病後児保育事業

保護者が仕事の都合などで、「病中」・「病後回復期」にある子どもを自宅で世話する

ことが難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的に子どもを預かる制度であり、現在、市内 2 か所の小児科医に委託して実施している。

実施施設	かるがものへや（おおたゆうこ小児科）	木原二丁目 23-1
	ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック）	高木瀬東四丁目 14-3
対 象 者	佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町に居住する生後 2 か月からおおむね小学 3 年生までの児童	
利用日時	月曜日～金曜日	8 時 00 分～18 時 00 分
	土曜日	8 時 00 分～13 時 00 分
利用料金	1 日	1,500 円＋診察料
	半日（5 時間以内）	750 円＋診察料

⑧ 本庄幼稚園預かり保育事業〔公立〕

市立本庄幼稚園において、在園児を対象に、幼稚園での教育時間後から 18 時まで預かり保育を実施する（夏休みなど長期休業日を含む）。

⑨ 私立幼稚園預かり保育機能強化事業〔私立〕

私立幼稚園において、保育を必要とする児童を対象に、幼稚園での教育時間前後、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を実施する幼稚園に対してその保育にかかる人件費及びその他の経費を実績に応じ補助している。

⑩ 子育て支援短期利用（ショートステイ）事業

保護者が、疾病等の社会的な理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設または乳児院において原則 7 日間以内で児童を養育する。

利 用 期 間	原則 7 日以内	
実 施 施 設	児 童 養 護 施 設	聖華園、佐賀清光園
	ファミリーホーム	かみぞのホーム
	乳 児 院	みどり園
平成 30 年度 利 用 実 績	人 数	16 人
	延 べ 日 数	70 日

⑪ 私立保育園整備助成事業

入所児童の安全を確保するとともに、入所定員の増員等により待機児童を減少させることを目的として、保育所等が保育園舎の整備を行う場合に、その施設整備にかかる経費に対して助成を行う。

⑫ 保育所地域活動事業〔公立・私立〕

核家族化の進行等で、地域や異なる世代との関わりが少なくなっている保育所（園）の園児が、地域の人たちとのふれあいや交流を通して情操教育を行い、育児講座などにより地域に開かれた保育所（園）を目指す取り組みを支援する。

⑬ 認可外保育施設保育従事者健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が実施する保育従事者の健康診断及び調理・調乳職員に月 1 回実施する検便に要する経費に対し、1 人あたり 6,400 円を上限として補助する。

⑭ 認可外保育施設児童健康・安全対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が行う児童の健康診断及び歯科検診に要する経費に対して、児童 1 人あたり 3,000 円、児童の傷害保険加入費を児童 1 人あたり 4,000 円、安全対策の施設整備を 1 施設あたり 100,000 円を限度に補助する。

⑮ 認可外保育施設特別支援保育事業

障がい児を受け入れる施設へ補助を行い、施設の経費負担軽減や保育の質の向上を図り、認可保育所・幼稚園・認可外保育施設の種類の区別なく、障がいのある児童が適切な保育を受けるための公平な支援を行う。

⑯ 認可外保育施設運営支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

⑰ 放課後児童クラブ運営事業

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学生の児童を対象に、児童クラブ指導員を配置して、放課後の適切な遊び場と生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

(4 月 1 日現在)

児童クラブ名	平成 30 年度	児童クラブ名	平成 30 年度
	児 童 数		児 童 数
勸 興	55 人	諸 富 北	38 人
循 誘	54 人	諸 富 南	59 人
日 新	65 人	春 日	80 人
赤 松	126 人	川 上	65 人
神 野	131 人	松 梅	23 人
西 与 賀	63 人	春 日 北	83 人
嘉 瀬	38 人	富 士	15 人
巨 勢	58 人	北 山	14 人
兵 庫	136 人	三 瀬	23 人
高 木 瀬	134 人	中 川 副	13 人
北 川 副	109 人	大 詫 間	4 人
本 庄	83 人	南 川 副	40 人
鍋 島	137 人	西 川 副	40 人
金 立	55 人	東 与 賀	100 人
久 保 泉	38 人	久 保 田	88 人
蓮 池	19 人		
新 栄	71 人		
若 楠	58 人		
開 成	91 人	合 計	2,206 人

(2) 子育て家庭の負担軽減

① 教育・保育施設の保育料軽減

教育施設に児童が入所している場合、小学校 3 年までの範囲内に子どもが 2 人以上いるときは、最年長児から 2 人目の保育料を半額、3 人目以降を無料としている。

保育施設に 2 人以上の児童が入所している場合、2 人目の保育料を半額、3 人目以降を無料とする軽減措置をとっている。

なお、年収約 360 万円未満世帯の場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2 人目半額、3 人目以降を無料としている。

さらに年収約 360 万円未満のひとり親世帯や障害者同居世帯については、1 人目半額、2 人目以降無料とする軽減措置も実施している。

また、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳児までの全ての子どもと保育の必要性がある住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児までの子どもの保育料が無償化となる。

② 幼稚園就園奨励費補助事業

子どもを幼稚園に通わせている保護者の幼稚園就園にかかる経済的負担を軽減するため、当該保育料の減免を行う幼稚園に対し補助する。

○ 幼稚園就園奨励費給付状況

(平成 30 年度実績)

区分	幼稚園数	保育料等減免措置対象児数（人）					
		生活保護及び市民税非課税	所得割非課税	所得割課税			計
				77,100 円以下	211,200 円以下	211,201 円以上 (子ども2人以上の場合)	
私立	10園	38人	9人	94人	452人	93人	686人
事業費（千円）		9,318	2,329	19,992	54,223	14,670	100,531

※ 市外の幼稚園も含む。

③ 助産施設収容措置事業

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができないと認めるとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。「独立行政法人国立病院機構 佐賀病院」「地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館」に助産の実施を委託しており、対象世帯は、生活保護世帯、非課税世帯のうち生活保護基準以下の世帯である。

平成 30 年度措置人数	7 人
--------------	-----

④ ひとり親家庭支援事業

母子・父子自立支援員 2 名を配置し、ひとり親家庭の父母及び児童等の自立と生活安定のための相談を電話、窓口、メールで受けている。また、ひとり親の就労促進のために教育訓練に対する給付金や就業に役立つ高等技能の習得のため、1 年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、訓練促進給付金を所得に応じて支給する。

平成 26 年度に「第二次ひとり親家庭等総合支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定とそこに育つ児童の健全育成を目指し、関係機関や庁内の関係部署が緊密な連携を図り、支援施策を総合的かつ効果的に推進している。

事 業	内 容		
相談の充実	ひとり親家庭が抱えている生計、家事・育児・就労・住居等の生活上の悩み事の相談相手になり、問題解決のための支援を行う。		
	平成 30 年度実績	相談延べ件数	1,988 件
母子父子寡婦福祉資金の貸付 (県の制度)	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。 ○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり） ・母子家庭の母または父子家庭の父：20 歳未満の児童を養育している者 ・寡婦：かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者 ・40 歳以上の母子及び寡婦福祉法における配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）		
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母等に対して、対象講座受講料の 6 割相当額を支給する（上限 20 万円、1 万 2 千円を超えない場合は支給を行わない）。		
	平成 30 年度実績	給付件数	2 件
		給付金額	93,312 円
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母等が、就職に有利な資格取得を目指し 1 年以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月定額の訓練促進給付金を支給する。また、卒業後に修了支援給付金を支給する。		
	平成 30 年度実績	給付件数	57 件
		給付金額	43,092,000 円
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は 20 歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験を目指す場合に、対象講座の受講費用の負担軽減を図るため、対象講座修了時と試験合格時に給付金を支給する。		
	平成 30 年度実績	給付件数	0 件
		給付金額	0 円

⑤ 婦人保護相談事業

平成 21 年度から婦人相談員 2 名を家庭児童相談室に配置して、生活や環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、窓口、電話、メールなどでの相談に応じ指導や助言を行う。相談内容は離婚、借金、生活困窮、DV 相談等多岐にわたる。

また、県の婦人相談所、アバンセ、消費生活センター、弁護士等との連携を図り、相談者の問題解決を図るとともに、必要に応じて、相談者の家庭訪問や同行による支援等を実施している。

平成 30 年度相談件数	872 件（うち DV 相談件数 211 件）
--------------	-------------------------

⑥ 母子生活支援施設措置事業

母子生活支援施設への措置は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的として実施している。

平成 30 年度 措 置 状 況	世 帯 数	15 世帯（市内施設 9 世帯、市外施設 6 世帯）
	世帯員数	47 人（市内施設 24 人、市外施設 23 人）

※ 平成 31 年 3 月 31 日時点の状況。

(3) 子育てのための環境の整備・情報発信

① エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」

ゆめ・ぽけっとは、週に 6 日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応や子育て情報の発信等を行っている。

また、リフレッシュを目的に一時的な託児事業、プレママ&パパサロン等の主催事業及び公民館等で行われている子育てサロンやサークルへの支援を実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

名 称	エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」
住 所	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号（エスプラッツ 2 階）
開 館 時 間	【月曜～土曜】午前 10 時～午後 5 時
休 館 日	毎週日曜日、国民の祝日（土曜日を除く）、年末年始
オ ー プ ン	平成 19 年 4 月 20 日
面 積	709.3 m ²
平成 30 年度 来 館 者 数	32,041 人

② 子育てサポートセンター「ふるはあと」

アドバイザーが子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（サポート会員）の組み合わせを行い、保育所（園）・幼稚園への送迎や保護者帰宅までの預かり、産褥期の母体回復期の家事支援など、市民相互の援助活動を行う有償の子育てボランティア制度である。

		サポートママ		ファミリーサポート	
制度の概要	利用対象	佐賀市在住で、身内から身の回りのお世話が受けられない妊産婦		佐賀市在住または勤務で、身内から援助を受けられない人	
	利用期間	出産後 8 週間以内または切迫流・早産等で医師の指示により安静が必要な期間（実情に応じて、延長可能）		子どもの年齢が 0 歳から小学校 6 年生まで	
	援助内容	家事支援（食事の支度、洗濯、掃除、買い物等）、上の子の遊び相手や送迎、沐浴介助など		保育園等の開始前または終了後の預かり、保育園等への送迎、保護者が病気や用事時の預かりなど	
	利用申込	出産予定日の 2 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）		支援希望日の 1 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）	
	支援場所	依頼者宅など		支援者宅、依頼者宅など	
利用料金	月～金 7 時～19 時	700 円（400 円）		600 円（400 円）	
	上記以外の早朝、夜間、土日祝	800 円（400 円）		700 円（400 円）	
	病気回復期児保	—		700 円（400 円）	
H30実績	会員数 （3 月末時点）	依頼会員	5 人	依頼会員	687 人
		提供会員	154 人	提供会員	169 人
				両方会員	9 人
	利用状況	利用世帯数	16 世帯	利用件数	4,106 件
		利用件数	103 件	利用時間	4,288 時間
		利用時間	150 時間		

※ 上記料金の（ ）内は市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等が対象の利用促進事業対象者の金額

③ 子育て支援センター事業〔公立〕

城東保育所及び川原保育所では、家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、週に 5 日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応や子育て情報の発信等を行っている。主に城東保育所では子育てサロンを実施、川原保育所では児童館等を利用した子育てサロンを実施している。サ

ロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

④ 子育て支援センター事業〔私立〕

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、子育てサロンの実施、地域で活動している子育てサークルの支援、育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、家庭の育児力の強化を図っている。

(4) 要保護児童対策の充実

① 家庭児童相談室運営事業

家庭相談員等 4 名が家庭における児童の養育、その他児童の問題について相談に応じ、指導や助言を行い、必要な場合には家庭訪問等を実施する。

また、必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）との連携、調整を行う。

平成 30 年度相談対応件数	10,387 件
----------------	----------

② 児童虐待防止ネットワーク推進事業

「佐賀市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置し、佐賀市全体の関係機関のネットワークを強化するとともに、子どもの権利擁護及び児童虐待防止に向けた効果的な事業を実施する。

具体的事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行う。
養育支援訪問事業	家庭養育上困難を抱える家庭に対し、こども家庭支援員を派遣し、必要な家事援助等を実施する。
子どもへの暴力防止ワークショップ	子どもや教職員、保護者、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図る。
児童虐待防止専門化講座	要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座や、児童虐待防止に関する正しい知識を深めてもらうために市民対象の講座を実施する。

(5) 障がいのある子どもと家庭への支援

① 障がい児保育事業〔公立・私立〕

子育てと就労の両立支援の一環として、集団保育が可能で日々通園できるが、特別な支援を要する児童の受入れに対応するため、公立・私立の保育施設の体制強化を図っている。

② 障がい児学童保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない金立特別支援学校、大和特別支援学校の児童のうち事前登録をして利用予約をした児童に対し、放課後に児童クラブで遊びを通した生活指導を行うことにより児童の健全育成を図っている。

金立特別支援学校では平成 13 年度から、大和特別支援学校では平成 16 年度から事業を開始し、事業運営は、実施当初から当事業を利用する保護者で組織する運営協議会に委託し実施している。

	佐賀県立金立特別支援学校	佐賀県立大和特別支援学校
実施主体	佐賀市	
運営主体	チャレンジドクラブ運営協議会	かがやきクラブ運営協議会
登録児童数	18人（平成30年5月末現在）	34人（平成30年5月末現在）
入所定員数	15人／1日	21人／1日
指導員	入所児童3人に対し指導員を1人配置 指導員2人に対し介助補助員を1人配置	

③ 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、自閉症スペクトラム等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした発達支援を行う。

実施施設	クラスルームという 兵庫北三丁目 8-36（ほほえみ館内）
対象者	佐賀市にお住まいで、発達障がい（自閉症スペクトラム等）と診断された就学前の児童とその保護者
利用日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み） 午前：9時～12時 午後：13時～16時
利用定員	10人／日 （内訳）午前：5人 午後：5人 ※原則、週1回の保護者同伴による通所
利用者数	1,616人（平成30年度実績） ※クラスルームというは、平成29年10月から開所

【資料】児童館の運営について

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

○ 利用者

- ・ 市内に居住する児童（乳幼児については、保護者同伴の者に限る）
- ・ 児童によって組織された団体
- ・ 児童の健全育成を目的として組織された団体
- ・ その他、市長が適当と認める者

○ 施設の概要

施設名	所在地	開館時間	休館日	職員数
中央児童センター	兵庫北三丁目 7番7号	9:00～18:00	月曜 祝日の翌日 年末年始	児童厚生員 5人
北部児童センター	大和町大字尼寺 1488番地2	9:00～17:00	日曜 年末年始	児童厚生員 4人
久保田児童センター	久保田町大字徳万 2514番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	児童厚生員 3人
松梅児童館	大和町大字梅野 2231番地2	8:30～17:00	日曜 祝日 年末年始	児童厚生員 3人
川副児童館	川副町大字鹿江 442番地	9:00～17:30 (10/1～3/31 9:00～17:00)	月曜 祝日の翌日 年末年始	児童厚生員 3人
東与賀児童館	東与賀町大字田中 435番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	児童厚生員 3人

○ 佐賀市児童センター利用者状況 平成30年度

施設名	利用者数（人）
中央児童センター	61,452
北部児童センター	14,507
久保田児童センター	2,497
松梅児童館	8,194
川副児童館	8,318
東与賀児童館	5,822
合計	100,790

④ 私立幼稚園・認定こども園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家族を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園・認定こども園に補助する。

	対象園児数	対象園児受入園数	事業費
平成 30 年度実績	113 人	30 園	31,315 千円

【資料】保育施設の運営について

① 保育施設の性格

保育所は、児童福祉法（第 24 条）の規定により児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に設置された児童福祉施設である。

また、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所に加えて、認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が公的な保育の場として位置付けられ、保育所同様の役割を担っている。

② 保育施設の現状・課題

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設である保育所は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきた。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から、保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

これらの課題に取り組み、安心して子育てできる環境を整備するため、「子ども・子育て支援法」が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期における学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行された。

このことにより、市民のニーズを反映した「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画では、教育・保育の量の見込みをもとに、需給バランスを考慮した「提供体制の確保」、延長保育や、一時預かり保育などの「保育サービスの充実」、家庭における子育て等の知識と教育力を向上させるための「子育てサークルや子育てサロンの充実」に取り組んでいくことを定めている。

今後は、人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人の子どもがすこやかにたくましく成長するよう考慮し、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

③ 入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかの事情により、その児童が保育を必要とすると認められる場合に入所できる。

保育を必要とする理由	入所が可能な期間	保育の必要量
(ア) 仕事を常態としている (自営業、内職、農林漁業も含む)	就労している期間	月 64 時間～月 120 時間 未満で保育が必要 → 短時間 月 120 時間以上 保育が必要 → 選択可能 標準時間/短時間
(イ) 同居親族等の介護をしている	介護が必要でなくなるまで	
(ウ) 大学・専門学校・職業訓練校等に通学している	最終通学日の月末まで	
(エ) 出産をする	母子健康手帳発行後から出産予定日後 8 週を含む月の間	選択可能 標準時間/短時間
(オ) 災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで	
(カ) 虐待やDVの疑いがある	危険性がなくなるまで	
(キ) 療養が必要な病気を患っている若しくは心身に障がいをもっている	療養が必要でなくなるまで	選択可能 標準時間/短時間
(ク) これから仕事をみつける ※起業準備も含む	入所した日から 3 ヶ月	
(ケ) 育児休業取得時に既に保育を利用している	最長、出生児童の年齢が 1 歳になる年の年度末まで	短時間
(コ) その他、保育が必要であると判断できるもの	保育を必要とする状態がなくなるまで	
		必要に応じて判断する

④ 保育料について

保育料は、児童を養育している保護者（父母等）の市民税所得割額・入所児童の支給認定及び年齢により算定している。

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳児の全ての子どもと保育施設を利用する住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の保育料は無償となる。

○ 佐賀市の教育・保育施設等

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1
保育園（公立）	4	4	4	4	4	4	4
保育園（私立）	32	32	34	33	32	32	30
認定こども園（幼保連携型）	2	3	12	13	16	16	19
認定こども園（幼稚園型）	16	17	9	10	10	11	11
認定こども園（保育所型）	0	0	1	1	1	1	1
認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0	0	0

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1
幼稚園（公立 私学助成）	1	1	-	-	-	-	-
幼稚園（公立 施設型給付）	-	-	1	1	1	1	1
幼稚園（私立 私学助成）	21	19	16	13	11	9	4
幼稚園（私立 施設型給付）	-	-	2	3	4	5	10
幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1	1	1
小規模保育A	-	-	2	5	13	16	18
小規模保育B	-	-	6	6	5	4	3
小規模保育C	-	-	0	0	0	0	0
家庭的保育事業	-	-	1	1	1	1	1
居宅訪問型保育事業	-	-	0	0	0	0	0
事業所内保育（小規模A型）	-	-	0	1	1	2	2
事業所内保育（小規模B型）	-	-	0	0	0	0	0
事業所内保育（保育所型）	-	-	0	2	2	2	2
合計	77	77	89	94	102	105	107

※分園はカウントせず、本園のみカウントしている。

※H31/R1 は、平成 31 年 4 月現在の数。

認可保育所 36 施設（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（公立 4 施設、私立 30 施設、分園 2 施設）

公私立	施設名	所在地
公立	川原保育所	佐賀市川原町 4 番 44 号
	若葉保育所	佐賀市日の出一丁目 21 番 71 号
	城東保育所	佐賀市東佐賀町 4 番 20 号
	成章保育所	佐賀市成章町 5 番 21 号
私立	堀江保育園	佐賀市神野西二丁目 2 番 10 号
	佐賀保育園	佐賀市多布施二丁目 2 番 30 号
	尚賢保育園	佐賀市鍋島町大字蛸久 312 番地 3
	光明保育園	佐賀市蓮池町大字蓮池 282 番地
	巨勢保育園	佐賀市巨勢町大字牛島 425 番地 12
	城北保育園	佐賀市高木瀬東六丁目 10 番 32 号
	嘉瀬保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 65 番地
	城南保育園	佐賀市本庄町大字袋 126 番地 1
	兵庫保育園	佐賀市兵庫町大字瓦町 1096 番地 1
	ちえんかん保育園	佐賀市兵庫北四丁目 15 番 37 号
	和泉ふたば保育園	佐賀市久保泉町大字上和泉 1252 番地 2
	中央保育園	佐賀市与賀町 30 番地 1
	鍋島保育園	佐賀市開成一丁目 3 番 1 号
	開成保育園	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1578 番地 1

公私立	施設名	所在地
私立	小部保育園	佐賀市朝日町7番20号
	あかつき保育園	佐賀市諸富町大字為重457番地
	なかよし保育園	佐賀市諸富町大字諸富津109番地
	諸富保育園	佐賀市諸富町大字山領465番地1
	春日保育園	佐賀市大和町大字尼寺1301番地
	川上保育園	佐賀市大和町大字川上5470番地1
	保育園ひなた村自然塾	佐賀市大和町大字久池井1368番地
	南部保育園	佐賀市富士町大字内野229番地2
	北部保育園	佐賀市富士町大字大串1045番地1
	三瀬保育園	佐賀市三瀬村三瀬2769番地
	あおぞら保育園	佐賀市兵庫町大字藤木1465番地2
	新栄保育園	佐賀市鍋島町大字八戸1064番地
	みなみ保育園	佐賀市川副町大字鹿江1513番地1
	東与賀保育園チャイルドハウス	佐賀市東与賀町大字飯盛503番地2
	久保田保育園	佐賀市久保田町大字新田3320番地1
	林檎の木保育園	佐賀市鍋島町大字蛸久2381番地2
	保育園ひなた村自然塾(分園)	佐賀市鍋島六丁目12番19号
	堀江保育園(分園)	佐賀市若宮二丁目7番11号

認定こども園 32 施設（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（幼保連携型 19 施設・分園 1 施設、幼稚園型 11 施設、保育所型 1 施設）

種類	施設名	所在地
幼保連携型	愛の泉こどもの園	佐賀市水ヶ江六丁目12番1号
	にじのはねこども園	佐賀市鍋島町大字蛸久646番地3
	嘉瀬こどもの森	佐賀市嘉瀬町大字十五57番地1
	川上こども園	佐賀市大和町大字東山田1857番地1
	北川副こども園	佐賀市北川副町大字江上104番地3
	認定こども園くぼた	佐賀市久保田町大字徳万2197番地
	神野こども園	佐賀市駅前中央三丁目9番12号
	認定こども園さくら	佐賀市川副町大字西古賀320番地1
	鍋島幼稚園おひさまハウス	佐賀市鍋島町大字森田618番地1
	博愛の里こども園	佐賀市川副町大字早津江560番地1
	佐賀女子短期大学付属ふたばこども園	佐賀市本庄町大字本庄1253番地1
	九州龍谷短期大学付属龍谷こども園	佐賀市水ヶ江三丁目5番20号
	鳳鳴乃里幼稚舎	佐賀市川副町大字西古賀941番地1
	おへそこども園	佐賀市水ヶ江一丁目6番32号
	エミールこども園	佐賀市兵庫町大字渕892番地
	日新こども園	佐賀市長瀬町2番18号
	日新こども園 好生館分園 きらら	佐賀市嘉瀬町大字中原60番地1

種類	施設名	所在地
幼保連携型	城西こども園	佐賀市西与賀町大字厘外 1421 番地 3
	たかぎこども園	佐賀市若宮三丁目 125 番 2 号
	そらいろこども園	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2490 番地 1
幼稚園型	金立幼稚園・保育園	佐賀市金立町大字金立 2467 番地
	小鹿幼稚園・むつみの園保育所	佐賀市川副町大字鹿江 668 番地 1
	佐賀西部幼稚園・保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 3076 番地 3
	西九州大学附属三光幼稚園	佐賀市若宮一丁目 13 番 3 号
	新栄幼稚園・栄保育園	佐賀市八戸溝二丁目 9 番 4 号
	千布幼稚園 千布こども園	佐賀市金立町大字千布 2142 番地 1
	中折幼稚園・和保育園	佐賀市天祐一丁目 15 番 6 号
	諸富北幼稚園	佐賀市諸富町大字徳富 1646 番地
	諸富南幼稚園	佐賀市諸富町大字為重 652 番地 1
	藤影幼稚園ふじかげこども園	佐賀市高木町 11 番 12 号
	白鳩幼稚園・白鳩保育園	佐賀市長瀬町 10 番 13 号
保育所型	西九州大学附属三光保育園	佐賀市若宮一丁目 13 番 17 号

幼稚園 16 施設（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（施設型給付 11 施設、私学助成 4 施設、国立大学附属 1 施設）

種類	施設名	所在地
施設型給付	本庄幼稚園（公立）	佐賀市本庄町大字本庄 151 番地 1
	精幼稚園	佐賀市与賀町 64 番地
	高岸幼稚園	佐賀市多布施三丁目 14 番 19 号
	和泉幼稚園	佐賀市久保泉町大字上和泉 1268 番地 3
	佐賀カトリック幼稚園	佐賀市中央本町 1 番 17 号
	翠幼稚園	佐賀市蓮池町大字小松 467 番地
	宝正幼稚園	佐賀市兵庫町大字若宮 2430 番地
	錦華幼稚園	佐賀市巨勢町大字牛島 97 番地 2
	信光幼稚園	佐賀市西与賀町大字高太郎 125 番地 6
	高木瀬幼稚園	佐賀市高木瀬東三丁目 19 番 9 号
	光生幼稚園	佐賀市兵庫町大字瓦町 383 番地
私学助成	若楠幼稚園	佐賀市城内一丁目 2 番 2 号
	真生幼稚園	佐賀市神園二丁目 5 番 10 号
	ロザリオ幼稚園	佐賀市大和町大字久池井 1520 番地 2
	東与賀幼稚園	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地
国立大学附属	佐賀大学教育学部附属幼稚園	佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 45 号

地域型保育事業 26 施設（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（家庭的保育 1 施設、小規模保育 A 18 施設、小規模保育 B 3 施設、事業所内保育 4 施設）

種類	施設名	住所
家庭的保育	ひよっこルーム	佐賀市大和町大字久池井 872 番地 3
小規模保育 A	はとぽっぽう	佐賀市高木瀬西五丁目 10 番 27 号
	ふじ保育園	佐賀市新中町 11 番 39 号
	そらいろ保育園	佐賀市駅前中央二丁目 5 番 10 号
	兵庫託児所	佐賀市兵庫南二丁目 5 番 5 号
	さかのゆめ保育園	佐賀市兵庫北四丁目 4 番 27 号
	ニチイキッズ 夢咲保育園	佐賀市兵庫北二丁目 15 番 26 号
	佐賀駅南小規模保育園	佐賀市駅前中央一丁目 1 番 18 号 アクロス 103
	さかのゆめ第 2 保育園	佐賀市兵庫南二丁目 15 番 32 号
	すまいい保育園	佐賀市開成四丁目 5 番 3 号
	ニチイキッズ御本町保育園	佐賀市御本町 5 番 28 号
	七賢人の里おへそ保育園	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号 エスプラッツ 2F
	兵庫託児所きらめき園	佐賀市兵庫南二丁目 1 番 23 号
	小規模保育園なないろ	佐賀市多布施一丁目 3 番 20 号
	小規模保育園みんなの和	佐賀市大和町大字川上 169 番地 1
	小規模保育園そらいろのたね	佐賀市唐人二丁目 5 番 7 号
	まなみ保育園	佐賀市駅前中央三丁目 8 番 16 号
	めでる小規模保育園	佐賀市高木瀬西二丁目 15 番 2 号
	若竹保育園	佐賀市鍋島二丁目 4 番 17 号
小規模保育 B	まちの子ども保育園	佐賀市大財六丁目 4 番 66 号
	さかのゆめ八幡保育園	佐賀市八幡小路 3 番 13 号
	愛の子園	佐賀市兵庫町大字西湊 1663 番地 10
事業所内保育 （保育所型）	ゆめっこ保育園	佐賀市北川副町大字新郷 647 番地 1
	キッズルームえんじえるず	佐賀市大和町大字尼寺 3239 番地 1
事業所内保育 （小規模 A 型）	イオンゆめみらい保育園佐賀大和	佐賀市大和町大字尼寺 3535 イオンモール佐賀大和内
	ヤクルト保育園ミルミルテラス	佐賀市大和町大字尼寺 2867 番地 2

○ 教育・保育施設等の入所児童数

(平成 30 年度末現在)

			平成 30 年度末					
			定員 A	児童数 B	入所率 B÷A	定員の過不足 B-A	待機児童	園指定待機
市内 全 域	3 号	0歳㍻入	761人	731人	96.1%	30 空き	67人	161人
		1歳㍻入	1,063人	1,130人	106.3%	67 超過	14人	36人
		2歳㍻入	1,240人	1,203人	97.0%	37 空き	4人	30人
	2 号	3歳㍻入	1,136人	1,199人	105.5%	63 超過	0人	12人
		4歳㍻入	1,152人	1,243人	107.9%	91 超過	0人	1人
		5歳㍻入	1,163人	1,200人	103.2%	37 超過	0人	1人
	2、3 号	小計	6,515人	6,706人	102.9%	191 超過	85人	241人
	1号等	0歳㍻入	制度上、利用できません					
		1歳㍻入						
		2歳㍻入	56人	134人	239.3%	78 超過	-	-
		3歳㍻入	1,370人	918人	67.0%	452 空き	-	-
		4歳㍻入	1,402人	898人	64.1%	504 空き	-	-
		5歳㍻入	1,407人	968人	68.8%	439 空き	-	-
		小計	4,235人	2,918人	68.9%	1,317 空き	-	-
	合計	0歳㍻入	761人	731人	96.1%	30 空き	67人	161人
		1歳㍻入	1,063人	1,130人	106.3%	67 超過	14人	36人
		2歳㍻入	1,296人	1,337人	103.2%	41 超過	4人	30人
		3歳㍻入	2,506人	2,117人	84.5%	389 空き	0人	12人
		4歳㍻入	2,554人	2,141人	83.8%	413 空き	0人	1人
		5歳㍻入	2,570人	2,168人	84.4%	402 空き	0人	1人
		合計	10,750人	9,624人	89.5%	1,126 空き	85人	241人

※幼稚園（私学助成）の児童数は、5月1日時点の数値です。

※ 2、3 号の定員は、本来「0歳」「1・2歳児」「3～5歳」の区切りで設定するものですが、仮で学年ごとに割り振っています。

※ 1 号等の定員は、本来「2歳（満3歳）～5歳」で設定するものですが、仮で各学年ごとに割り振っています。

3 就学前教育の充実

(1) 幼児教育の充実 **5-2**

① 幼保小の接続期における教育推進

幼児期から小学校までの子どもの「育ちと学び」の連続性を保障し、教育・保育施設から小学校へスムーズな移行が行えるよう、幼保小接続期プログラム「えがお わくわく」を、教育・保育施設、小学校で実践する。

② 本庄幼稚園運営事業

子どもが適切な幼児教育を受けられるように、佐賀市唯一の公立幼稚園として、その円滑な運営を行う。

③ 私立幼稚園振興事業

子どもが適切な幼児教育を受けられるように、私立幼稚園の円滑な運営、振興を図るため、運営に係る経費の一部を補助する。

④ 私立幼稚園施設型給付事業

私立幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に規定する教育を実施した場合において、教育の実施に要する費用を支払う。

⑤ 私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家庭を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園に補助する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入人数	96人	100人	85人	89人	97人	113人
受入園	30園	30園	29園	28園	28園	30園
実績額	17,885千円	19,323千円	23,386千円	24,921千円	28,333千円	31,316千円

⑥ 幼保の食育指導の充実

健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、教育・保育施設での食育指導に取り組む。

管理栄養士を保育幼稚園課に配置し、教育・保育施設や園児・保護者への食育指導、栄養・衛生管理・アレルギー等の助言を行う。

(2) 就学前特別支援教育の充実 **5-2**

就学前児童特別支援教育推進事業

嘱託の特別支援教育相談員を保育幼稚園課に配置し、教育・保育施設で特別な支援が必要な乳児・幼児をもつ保護者、その担当保育士・幼稚園教諭・保育教諭等から、子どもの状況に応じた支援について相談を受け、必要な情報の提供や助言等をし、子どもたちが健やかな園生活を送ることができるように支援を行う。また、小学校との連携を図ることにより、円滑な就学の手助けを行う。